

福祉・保健

麻疹・風疹の定期予防接種が変わりました

予防接種法施行令の一部改正等により、平成18年6月2日から接種対象期間と接種回数が変更になりました。（上記表のとおり）



◆改正前

麻しん	<u>1回接種</u> 1歳から 7歳6か月未満
風しん	<u>1回接種</u> 1歳から 7歳6か月未満

2歳から7歳6か月未満(年長さんを除く)の、麻疹ワク

◆
対象者

年3月31日までは、無料で予防接種を受けていただけるようになります。接種にあたっては、かかりつけ医とよく「相談ください。

◆改正後 平成18年6月2日から

2 回接種

(1期・2期に1回ずつ接種)

1期 1歳から2歳未満

2期 小学校就学前の年度（年長児）

基本的には麻しん風しん混合（MR）ワクチンを受けますが、麻しんまたは風しんの病気につかられた方は、MRワクチンを受けることはできず、かかっていない方の単独ワクチンを受けることになります。

制度改正によって対象外となってしまったが、接種を希望されるお子さんには・・・

予防接種法に基づく予防接種ではなく、『任意予防接種』と
いうことになりますが、大山町では、申請をされれば、平成19

接種を受けていただけるようになっています。接種にあたっては、かかりつけ医とよくご相談くだ

兒童扶養手冊

次の制度がありますので、ご活用ください。

母子家庭の方や
障害のある児童
を養育しておら
れる方へ

児童扶養手当支給額
(全部支給の場合の月額)
対象児童 1人 41,720 円
対象児童 2人目 5,000 円
対象児童 3人目以上の場合
は1人につき 3,000 円加算

と生計を同じくしていらない児童を養育している母親、あるいは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給対象外となる場合

児童または母・養育者が日本国内に住所を有しない場合児童または母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償などを受けることができること

児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されていとき

特別兒童扶養手冊

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

※手当を受ける方、または同居している親族などの所得にして、全部支給、一部支給、給停止となる場合があります。

※受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出して下さい。

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所を有しない場合
- ・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身